

議案第50号

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 9 月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 個人情報 葛飾区個人情報の保護に関する条例（昭和60年葛飾区条例第27号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。
- ② 執行機関 葛飾区個人情報の保護に関する条例第2条第5号に規定する執行機関をいう。
- ③ 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- ④ 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- ⑤ 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- ⑥ 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

(7) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(区の責務)

第3条 葛飾区は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の葛飾区条例で定める事務は、別表第1のとおりとし、同表の左欄に掲げる執行機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

2 執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法第19条第7号の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

3 前項本文の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の葛飾区条例、執行機関の規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすことができる。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の規定により葛飾区条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第2の第1欄に掲げる執行機関が、同表の第3欄に掲げる執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供ができる場合において、他の葛飾区条例、執行機関の規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすことができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

執行機関	事務
1 葛飾区長 (以下「区長」という。)	介護保険法 (平成9年法律第123号) による費用の負担に関する事務であって葛飾区規則 (以下「規則」という。) で定めるもの
2 区長	葛飾区生業資金貸付条例 (昭和29年葛飾区条例第4号) による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
3 区長	葛飾区母子及び父子福祉応急小口資金貸付条例 (昭和40年葛飾区条例第18号) による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
4 区長	葛飾区介護保険条例 (平成12年葛飾区条例第48号) による保険料率に係る特例に関する事務であって規則で定めるもの
5 区長	葛飾区児童育成手当条例 (昭和46年葛飾区条例第28号) による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 区長	葛飾区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 (平成元年葛飾区条例第39号) による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 区長	葛飾区子どもの医療費の助成に関する条例 (平成5年葛飾区条例第39号) による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 区長	葛飾区学童保育クラブ条例 (昭和52年葛飾区条例第16号) による使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
9 区長	葛飾区奨学資金貸付条例 (昭和32年葛飾区条例第2号) による学資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
10 区長	葛飾区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例 (平成16年葛飾区条

	例第39号) 付則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
11 区長	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)により葛飾区が処理することとされる重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
12 区長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受ける者等の自立の促進に関する事務であって規則で定めるもの
13 区長	低所得者に対する介護保険法による保険給付に係る利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
14 区長	配偶者等の暴力からの避難等に係る一時保護に関する事務であって規則で定めるもの
15 区長	ひとり親家庭等に対する就労支援に関する事務であって規則で定めるもの
16 区長	小児に対する任意の予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの
17 葛飾区教育委員会(以下「教育委員会」という。)	学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学の援助に関する事務であって葛飾区教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)で定めるもの

別表第2(第5条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
1 区長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの

	の		
2 教育 委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	区長	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条に規定する事項、同法第30条の45に規定する外国人住民に係る住民票の記載事項又は住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第13条第1項若しくは第2項の規定による住民票の記載事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 教育 委員会	学校教育法による就学の援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	区長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報、住民票関係情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報又は児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの